

藤沢市職員の退職手当に関する条例の一部改正について
藤沢市職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

2012年（平成24年）3月5日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
藤沢市職員の退職手当に関する条例（昭和29年藤沢市条例第22号）の一部を
次のように改正する。

第4条第1項中「次条の規定に該当する者を除き，」を削る。

第5条第1項中「20年」を「25年」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、定年又は勸奨による退職に係る退職手当について国に
準じた支給割合とするため、所要の改正をする必要による。